



れた地域の代表者、関係者にお集まりいただき、事情をお聞きしましたが、「領家地区と同様に、申請するまでに役員会も総会も一度も開いていない地域はなかった」ことが判明しました。ただ、申請時に町内会総会議事録、またはその様子がわかる書類を出されていなかった地域が二つあることなどが明らかとなりました。この応募地域の関係者の申請への努力は、並大抵ではなく、地元町内会での同意をいただき、周辺町内会や地権者多数に「共同申

請者になってもらうことへの同意を得る」努力をし、公募期間であった九月十五日から十二月十五日の三か月の期間に、大部分の同意を得て、申請書類を提出されています。この点での関係者皆さまのご努力にも敬意を表したいと思えます。しかしながら「内容の不足や、ミスがある」と当委員会で指摘せざるを得ない領家地区の申請書類に対し、他地域の申請関係者の一部に「なぜ、領家が一番なのかわからない」と不満と不信があることが判明したことを申し添えておきます。

## まちづくり計画書の

### 添付は

また、申請書類と同時に提出しなくてはならない「まちづくり計画書」は、久米連合町内会への聞き取り調査の結果では、二か月程度遅れて提出された疑いがありました。去る十一月三十日に書類を確認し、「申請書類の上」では、「一般廃棄物処理施設誘致企画書」が添付されています。しかし、この点で、領家町内会臨時総会の会議メモには「企画書は何を根拠になされたのか。内容に不備がある。」とか、「この企画書が全てであるかどうか。」と書かれており「まちづくり計画」について「話し合った経過」はあり

ません。

久米連合町内会が合併に伴って「西のまちづくり」を思考し、新ごみ処理施設を領家につくることにより、「西のまちづくり」を優位にするために立候補したのが実体で、「一般廃棄物処理施設誘致企画書」も久米連合町内会が作成し「領家町内会臨時総会」で示した程度のもので想定されます。これらの「ミス・間違い」がある「申請書類」が、全くの疑いもなく「適地選定委員会」の審査を通過して、ブロック協議会では「書類の確認などが不十分なままで」領家地区を建設予定地に決定していることは、大きな問題を含んでいると言わなくてはなりません。